

平成 31 (2019) 年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜（後期）・学部 3 年次生特別選抜（既修）
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

1 平成 30 年 9 月 12 日午後 2 時頃、M 県 S 中央警察署に対し、S 市内に居住する者から、「隣人の X が訳の分からないことを叫んでいる。」との通報が寄せられた。

同日午後 2 時 30 分頃、同署の警察官 K、L ら合計 5 名が S 市内の X の自宅付近に赴いたところ、X 宅付近の路上（以下、「本件現場」という。）で奇声を発している X を発見したため、直ちに職務質問を開始した。X は、青白い表情をし、頬がこけ、目をキョロキョロさせるなど落ち着きのない態度を示し、K らの質問に答える際にも呂律が回らない状態であった。

同日午後 2 時 38 分頃、S 中央警察署から、K らに対し、X に覚せい剤取締法違反の前科・前歴が合計 7 件あるとの無線連絡が入った。K らは、前記のような X の様子や X の前科等から、X が覚せい剤を使用しているとの疑いを強めた。

同日午後 2 時 45 分頃、K らは、X に対し、S 中央警察署への任意同行及び尿の任意提出に応ずるよう説得を開始したが、X は、これを拒否し続けた。このため、同日午後 3 時 15 分頃、K は、強制採尿令状を請求する方針を固め、L に対し、S 中央警察署に戻って強制採尿令状の請求に着手するよう指示し、これを受けた L は、直ちに本件現場を離れ、同署へ向かった。

2 同日午後 5 時頃、S 地方裁判所の裁判官 J は、令状請求を認め、X に対する強制採尿令状（以下、「本件令状」という。）を発付した。同日午後 5 時 15 分頃、L は、本件令状を携行して本件現場に到着した。

同日午後 5 時 16 分頃、L は、X に対し、本件令状を呈示したうえで、「採尿を行う必要があるので、採尿設備の整った最寄りの病院である S 市立病院まで同行してほしい」と申し向けたが、X は、「絶対に嫌だ」と述べ、L に体当たりをするなど激しく抵抗した。このため、同日午後 5 時 20 分頃、L は、他の 2 名の警察官とともに、X の両腕、両肩、ベルト等を掴んで抵抗を制圧し、X をパトカーに乗車させて本件現場を出発し、同日午後 5 時 35 分頃、S 市立病院に到着した。

同日午後 5 時 40 分頃、同病院の医師 D は、X をベッドに寝かせ、カテーテルを使用して X の尿を採取した。同日午後 5 時 50 分頃、前記のとおり採取された X の尿から覚せい剤成分が検出されたとの簡易鑑定の結果が得られたため、同日午後 5 時 53 分、L らは、覚せい剤の自己使用の被疑事実により、X を緊急逮捕した。

3 その後の取調べに対し、X は一切の供述を拒否したため、結局、X が覚せい剤を使

平成 31 (2019) 年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜（後期）・学部 3 年次生特別選抜（既修）
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

用した日時、場所、方法等の詳細は明らかにならなかつた。

このような事態を受け、検察官 P は、「被告人は、法定の除外事由がないのに、平成 30 年 9 月 1 日頃から同月 12 日までの間、M 県 S 市内及びその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩類を含有するもの若干量を不詳の方法により自己の身体に摂取し、もって覚せい剤を使用したものである。」という覚せい剤取締法違反の訴因（以下、「本件訴因」という。）により、X を起訴した。

【設問 1】

L らが X を本件現場から S 市立病院へ連行したことの適法性について、論じなさい。

【設問 2】

本件訴因の記載の適法性について、論じなさい。